

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

国及び他の地方公共団体との均衡を考慮し、退職手当の基本額に係る勤続期間ごとの支給率を引き下げるほか、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度をより一層反映させるため、退職手当の調整額の算定方法を改める。

2 改正内容

(1) 支給割合の改定

退職手当の基本額に係る勤続期間ごとの支給割合を次のように改定する。

ア 普通退職の場合

勤続期間	現 行	改 正 案
1年～10年	100 / 100	50 / 100
11年～15年	135 / 100	115 / 100
16年～20年	150 / 100	155 / 100
21年～25年	165 / 100	210 / 100
26年～30年	180 / 100	140 / 100
31年以上	165 / 100	105 / 100

最高支給率については、50.00月を41.25月とする。

イ 定年退職等の場合

勤続期間	現 行	改 正 案
1年～10年	140 / 100	85 / 100
11年～15年	190 / 100	165 / 100
16年～25年	200 / 100	175 / 100
26年～30年		160 / 100
31年～33年	150 / 100	
34年	60 / 100	90 / 100
35年以上		

最高支給率については、59.20月を49.55月とする。

《経過措置》

ア及びイの経過措置として、平成25年4月1日から平成26年3月31日まで及び同年4月1日から平成27年3月31日までの間における退職に限り、勤続期間ごとの支給率に係る削減率は、それぞれ3分の1ずつ引き下げるものとする。

(2) 調整額に係る改正

ア ポイントの改定

退職手当の調整額の算出に係るポイントを次のように改定する。

区 分	適用区分	在職1年当たりのポイント			
		現 行	改 正 案	経過措置	
				H25.4.1～ H26.3.31	H26.4.1～ H27.3.31
第1号区分	部長	240	360	280	320

第2号区分	統括課長	190	300	226.7	263.4
第3号区分	課長・園長	140	240	173.4	206.7
第4号区分	総括係長 副園長	90	185	121.7	153.4
第5号区分	係長 統括技能長	70	165	101.7	133.4
第6号区分	技能長	60	150	90	120
第7号区分	主任主事 技能主任 主任教諭	50	130	76.7	103.4
第8号区分	上記以外の 職員	0	現行どおり	-	-

イ ポイントの算定方法

会計年度ごとに確定する方法から、退職時に算定する方法に改める。

(3) 育児休業期間に係る除算割合の改正

勤続期間の計算における育児休業期間に係る除算期間について、次のように改める。

区 分	現 行	改正案
子が1歳に達した日の属する月までの期間	3分の1	3分の1
上記以外の期間	2分の1	

(4) 技能系・業務系職員等の特例措置

退職手当の調整額の拡充に伴い、現行人事制度の導入時期等により支給額の引下げの影響が著しい技能系・業務系職員等に対し、次のように特例措置を行う。

ア 1級職に在職した期間に係るポイントの加算

定年退職等により退職する職員の評価期間のうち、平成19年度までの期間における対象期間(1級職に在職した期間)については、1年度につき、次に定める退職日の属する年度の区分に応じたポイントを合計した数に退職手当の調整額の単価を乗じて得た額を、その者の退職手当の調整額に加算する。

平成25年度	平成26年度	平成27年度以降
20	40	60

イ 給料表における職務の級が2級以上であった者に係るポイントの加算

アの加算を受ける者のうち、平成19年度までの間に2級以上であった者については、アの加算額に、対象期間1年度につき、次に定める退職日の属する年度の区分に応じたポイントを合計した数に退職手当の調整額の単価を乗じて得た額を加算する。

平成25年度	平成26年度	平成27年度以降
6.7	13.4	20

3 施行期日等

平成25年4月1日